

新居浜市公立保育所 I C T 導入業務 公募型プロポーザル実施要領

新居浜市福祉部こども局こども保育課

1 趣旨

新居浜市公立保育所において、業務の I C T 化推進により、保育士の事務負担の軽減や単純作業の省力化、保育業務に専念できる環境の構築及び利用者の利便性向上を図るため、新居浜市公立保育所 8 園へ保育業務支援システムを導入するに当たり、システム導入に係る委託業務の受託候補者を、プロポーザル方式により選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

新居浜市公立保育所 I C T 導入業務

(2) 業務内容

別添 1 「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 提案上限額

事業費の提案上限額は、12,652,000 円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。

事業費には、システム構築、タブレット端末等関係機器購入、操作研修等の初期導入費用及び運用費用としてシステムの利用に必要な全ての経費を含むこと。

また、運用費用については、次の月額範囲とし、3 か月分の提案とする。

	内容等	運用費用 (消費税及び地方消費税含む。)
公立保育所 8 園 タブレット 80 台	システム利用料、ライセンス料、タブレット管理サービス料等	月額 695,500 円 ※年額 8,346,000 円

(5) 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 新居浜市役所 1 階

新居浜市福祉部こども局こども保育課（担当：園部、西原）

電 話：0897-65-1582

メールアドレス：kodomohoiku@city.niihama.lg.jp

新居浜市ホームページアドレス：<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/128/>

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本市に令和 7・8 年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であ

ること。)のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められること。

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間において、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱(平成19年要綱第3号)の規定による指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 本業務の趣旨を十分理解した上で委託業務を実施することができる者であること。

(4) ISO/IEC27001の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証するプライバシーマークを取得していること。

(5) デジタル庁が示すデジタル地方創生サービスカタログにおいて、サービス分野「子育て」の「保育所等業務のデジタル化」に掲載されているサービスを提供することができること。

4 スケジュール

項 目	日程・期日
公告、質問受付開始	令和7年11月 7日(金)
質問書の受付期限	令和7年11月13日(木)
質問回答予定日	令和7年11月14日(金)
参加表明書等の提出期限	令和7年11月18日(火)
企画提案書等の提出期限	令和7年11月25日(火)
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年12月 1日(月)
審査結果の通知及び公表	令和7年12月 3日(水)頃

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合があります。

5 質問受付

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次により質問書（様式1）を事業担当課（2（5）の事業担当課をいう。以下同じ。）に提出すること。

（1）受付期限

令和7年11月13日（木）午後5時15分

（2）提出方法

電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問について」とし、送信後、受信確認のため事業担当課へ電話連絡すること。

（3）回答

質問内容及び回答は、令和7年11月14日（金）までに本市ホームページ上で公表する。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により書類を事業担当課に提出すること。

（1）提出期限

令和7年11月18日（火）午後5時15分

（2）提出書類 各1部

ア 参加表明書（様式2）

イ 参加資格要件確認書（様式3）

・ISO/IEC27001の認証又はプライバシーマークの取得が確認できるものの写し等を添付すること。

ウ 会社概要書（様式4）

・必要に応じて、パンフレット等の別紙添付を可とする。

・保育業務支援システムの過去5年間における他自治体の公立保育所等への導入実績等について、記載すること。

（3）提出方法

郵送（提出期限までに必着のこと。）又は持参（開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限る。）により提出すること。

7 参加資格確認結果の通知

参加表明書の提出者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、令和7年11月20日（木）までに書面により結果を通知する。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加資格を有することが確認された者は、次により書類を事業担当課に提出すること。

(1) 提出期限

令和7年11月25日（火）午後5時15分

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意） 9部（正本1部・副本8部）

- ・A4両面横書き、上綴じを基本とすること。（一部A3版の折り込み可）
- ・表題は、「新居浜市公立保育所ICT導入業務に関する企画提案書」とすること。
- ・60ページ（表紙、中表紙及び目次は含まない。）以内とし、ページ番号を付すこと。
- ・評価基準表の項目内容に基づき、専門用語はできるだけ使用せず、要点を簡潔にまとめた平易な表現で記載すること。
- ・記載された内容の実現に必要な費用は、全て受託者の負担で行うこととするため、本業務の趣旨を十分に理解した上で提案すること。

イ 機能要件表（様式5） 9部（正本1部・副本8部）

- ・デジタル庁が示す「デジタル地方創生モデル仕様書」を活用した調達を行うため、対応の可否や実装状況等について記載すること。
- ・紙媒体での提出に加え、別途データでも提供を行うこと。

ウ 見積書（様式6） 1部

- ・見積金額は提案上限額を超えない額の提案とし、積算根拠を明確にすること。
- ・初期導入費用に3か月分の運用費用（毎月発生する費用）を含めた見積内訳を記載すること。
- ・運用費用（次年度ランニングコスト）について、12か月分の積算内訳を記載すること。

(3) 提出方法

6（3）に同じ。

(4) その他

提出期限後は、提出書類に記載された内容の変更、修正、差替え及び追加は認めない。ただし、本市から要請があったものについてはこの限りでない。

9 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

本プロポーザルは公募型として、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、新居浜市公立保育所ICT導入業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価を行う。

(1) 実施日時

令和7年12月1日（月）（詳細は別途通知する。）

(2) 実施場所

新居浜市役所本庁舎内（詳細は別途通知する。）

(3) 出席者

1 提案者につき5名以内

(4) 時間

1 提案者につき 50 分程度

ア プレゼンテーション 40 分

イ 質疑応答 10 分

※準備・片付けについては、審査前後の各 5 分程度で実施すること。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容に基づき、以下の説明を行うこと。

ア システム概要（画面構成など）の説明（デモンストレーション含む。）

※利用可能な機能、画面構成、操作方法等が、タブレット端末とパソコン又はアプリ版とブラウザ版で異なる場合は、それぞれの画面を用いて、必ず詳細を説明すること。

イ システム機能の説明（デモンストレーション含む。）

- ・登降園管理
- ・保護者連携（欠席遅刻連絡、お知らせ配信等）
- ・保育に関する計画、記録（書類作成補助）

ウ システム操作、機器及び通信トラブルに関する体制

- ・障害及び非常時対応、ヘルプデスク等

(6) 準備物

本市において、スクリーン、プロジェクター及び延長コードを準備する。パソコン等の関係機材は提案者が持参すること。

(7) 留意事項

プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とし、審査の内容は全て非公開とする。企画提案書に記載されていない追加提案は認めない（企画提案書の内容の補足は認める。）。

10 選定方法

選定委員会において、別添 2「選定評価基準」に基づき、企画提案書等の内容やヒアリングから総合的に審査し、評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、受託候補者との契約締結の協議が合意に至らなかった場合は、次に評価点の合計が高い者を新たな受託候補者とする。

なお、評価点の合計が同点の場合は、選定委員会において協議の上、委員長が受託候補者を選定し、参加者が 1 者の場合は、選定委員の評価点の平均点が 1, 110 点以上であれば受託候補者として選定する。

11 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面により通知し、速やかに本市ホームページで公表する。

12 失格事項

提案者又は提出書類について、次のいずれかに該当することが確認された場合は失格とする。

(1) 参加資格、提出期限又は提出方法が本実施要領の規定と適合しない場合

- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 提案上限額を超える見積額又は提案内容となっている場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) その他公正を欠いた行為又は不誠実な行為が認められた場合

1 3 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類については、全て返却しないものとする。
- (3) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではなく、委託相手先を決定するものではない。契約内容は、仕様書及び企画提案書等の内容に基づき、本市と受託候補者が協議した上で最終決定し、契約金額については、見積書の提示価格に基づき改めて決定する。
- (4) 提出書類について情報公開請求があった場合は、新居浜市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 選定結果等についての質問請求、不服又は異議申し立ては認めない。